

令和6年第1回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和6年1月25日 午後2時00分開議

議 長	定刻となりましたので、ただいまから令和6年第1回川本町議会臨時会を開会します。
々	ただいまの出席議員数は、7名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
々	なお、3番圓山議員より欠席届が出されておりますので報告します。
々	会議に先立ち、元日に発生した能登半島を震源とする地震により被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りして黙祷を捧げたいと思います。全員ご起立をお願いします。 黙祷。(黙祷 1分間) 黙祷を終わります。ご着席ください。
々	それでは、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お配りしているとおりです。
々	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、1番香取議員、2番中平議員を指名します。
々	日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。 本日の臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますとおり、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。
々	よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。
々	お諮りします。 本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思いま

議 長 すが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」しました。

々 日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。

番外 本日、令和6年第1回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員
野坂町長 の皆様には万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
はじめに、元日に発生した能登半島地震により犠牲になられた方々に、心
よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。
そして、被災者支援や災害対応にご尽力いただいている皆様に、深く
敬意を表しますとともに、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。
さて、一昨年から急変したウクライナ情勢に、昨秋からは中東情勢も重なり、
燃料費高騰とそれに伴う物価高が町民の皆様の暮らしや事業活動を直撃
しています。対応するため、増枠された物価高騰対応重点支援地方創生臨時
交付金を活用して、12月定例会において補正予算化した住民税非課税世帯
を対象とした給付を今月末から実施してまいります。この度、この交付金に
よる推奨事業メニュー分と昨年末の閣議決定に伴う低所得世帯支援分に呼応
した補正予算案を取りまとめました。また全員協議会におきましては、令和
6年度の当初予算編成に向けて、各課から出されました予算要求のうち主要
事業案につきまして、ご協議させていただき予定としており、皆様からいた
だきますご意見、ご提案を踏まえ、令和6年度の当初予算案を固めてまいり
たいと存じます。
本日、ご提案申し上げます案件は、条例案件6件、補正予算案件1件、そ
の他案件1件でございます。議員の皆様には、何とぞよろしくご審議のほど
お願い申し上げます。

議 長 以上で、町長あいさつを終わります。

々 日程第4、「議案第1号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例の
制定について」の件を議題とします。
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町 「議案第1号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい

民生活課長 　て」、説明させていただきます。

この議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例に定める手数料等の一部を改正するものです。

それでは、7ページの資料にて説明させていただきます。

まず、改正理由でございますが、戸籍法の改正により、令和6年3月1日から本籍地以外の最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等の請求が可能になります。また、戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付が省略される事務が行われるようになることから、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けることにより手続きが可能となります。法改正に伴い、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、手数料の標準額等の改定及び電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額が追加されたことにより、手数料徴収条例の一部を改正する必要があるためです。

次に、改正の概要として表にお示ししております。6項目に区分しておりますが、まず①と③の事務については、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本や除籍謄本の交付が可能となるもので、手数料については改定はありません。

②と④は新規の事務として、行政機関への手続きの際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行に伴うもので、戸籍電子証明書については400円、除籍電子証明書については700円の識別符号発行手数料としております。

なお、電子情報処理組織としてマイナポータルを利用する場合や、同時に同一事項の謄抄本又は証明書の請求をする場合は徴収しないこととなっております。

⑤と⑥は電子化された届出書等情報の内容に係る証明書についても、交付又は閲覧が可能となるもので、手数料については改定はありません。

次のページに、手数料を徴収する事務として追加されるものの説明図を添付しております。左側については、戸籍謄本等の広域交付を示したもので、自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外でも謄本等の交付請求が可能となります。右側については、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を示したもので、パスポートの発給事務で予定されています。

最後に、施行期日につきましては、令和6年3月1日から施行としております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長 　　以上で、提案理由の説明を終わります。

々 　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長	<p>ありませんか。 (「・・・・」) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。 (「・・・・」) 討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。 「議案第1号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。 挙手「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「議案第1号」は、原案のとおり「可決」されました。</p>
々	<p>次に、日程第5、「議案第2号、川本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」から、日程第9、「議案第6号、川本町簡易水道事業及び農業集落排水処理事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までを一括議題とします。 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。</p>
番外伊藤地域整備課長	<p>地域整備課から、「議案第2号」から「議案第6号」までの条例制定について、ご説明いたします。今回の制定は令和6年度から地方公営企業会計に移行するため、新たに条例を制定するものです。</p> <p>はじめに、「議案第2号、川本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>主な制定事項として、第2条に、地方公営企業法に規定する財務規定等の適用について、第3条第2項に給水区域、第3項に計画給水人口、第4項に計画1日最大給水量について規程しております。</p> <p>第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等です。これは、地方自治法の適用除外となる事から、この条文を上げております。なお、負担付きの寄附とは、例えば或る業者から一年以内にある整備をする事を条件に寄附が行われ、条件が達成されなかった場合は、寄附を返還するというような寄附を言います。</p> <p>第8条は、業務状況説明書類の策定であり（正：書類の作成）、毎年度少なくとも年2回以上の業務、経理状況を明らかにする事となっております。</p>

番外伊藤地
域整備課長

上半期、下半期ごとの作成としております。

附則として、条例の施行日を令和6年4月1日としております。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

々

次に、「議案第3号、川本町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

主な制定事項として、第1条では趣旨として、地方公営企業法の規定に基づき、剰余金の処分等に関する必要な事項を定めております。

第2条では、利益の処分の方法及び積立金の取り崩しについて、具体的な方法を規定しております。

第3条では、資本剰余金の積立、処分の方法について規定しております。資本剰余金とは、資本取引によって、企業内に留保されるもので、国庫補助金や工事負担金、加入金などがございます。

附則として、条例の施行日を令和6年4月1日としております。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

々

次に、「議案第4号、川本町農業集落排水処理事業の設置等に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

主な制定事項として、第2条に、地方公営企業法に規定する、財務規定等の適用について。

第3条第2項に、名称及び処理区域。第3項に、計画区域面積。第4項に、計画処理人口。第5項に、計画1日最大汚水量について規定しております。

なお、これ以降は、「議案第2号」と同じであるため省略をさせていただきます。

なお、附則として、条例の施行日は令和6年4月1日としております。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

々

次に、「議案第5号、川本町農業集落排水処理事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

主な制定事項として、第1条では、趣旨として地方公営企業法の規定に基づき、剰余金の処分等に関する必要な事項を定めております。

第2条では、利益に処分の方法及び積立金の取り崩しについて、具体的な方法を規定しております。

番外伊藤地
域整備課長

第3条では、資本剰余金の積立処分の方法について規定しております。
附則として、条例の施行日を令和6年4月1日としております。
ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

々

次に、「議案第6号、川本町簡易水道事業及び農業集落排水処理事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

この条例の制定では、地方公営企業法の適用に伴い、関連する条例整備を行うものです。一部改正が6条例、廃止が5条例となっております。

なお、一部改正、廃止とも、附則として、施行期日を令和6年4月1日としております。

はじめに、「川本町監査委員条例の一部改正」です。一部改正の主な内容として、監査の範囲を、公営企業会計を適用するため、第3条や第9条に地方公営企業法を加え、条例の一部改正をするものです。

次に、「川本町特別会計設置条例の一部改正」です。一部改正の主な内容として、第1条中第2号に簡易水道事業、第3号に農業集落排水処理事業が規程されているため、これらを削る一部改正を行うものです。

次に、「川本町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部改正」です。一部改正の主な内容として、新たに設置条例を制定するため、題名を「川本町農業集落排水処理施設の管理に関する条例」に改め、第2条に処理区域を謳っているため、「削除」する一部改正を行うものでございます。

次に、「川本町農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正」です。一部改正の主な内容として、新たに設置条例を制定するため、第2条第4項中「川本町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例施行規則」を「川本町農業集落排水処理施設の管理に関する条例施行規則」に改める一部改正を行うものです。

次に、「川本町農業集落排水処理事業分担金徴収条例の一部改正」です。一部改正の主な内容として、新たに設置条例を制定するため、第3条中「川本町農業集落排水処理施設及び管理に関する条例第2条別表」を「川本町農業集落排水処理事業の設置等に関する条例」に改める一部改正を行うものです。

次に、「川本町給水条例の一部改正」です。一部改正の主な内容として、新たに設置条例で給水区域を制定するため、第2条で給水区域を謳っているため「削除」。

第7条中「第2条」を「川本町簡易水道事業の設置等に関する条例第3条

- 番外伊藤地域整備課長 第2項」に改める一部改正を行うものです。
次に、廃止する条例です。「川本町簡易水道事業の設置等に関する条例」ほか「基金条例」「積立金条例」の計5条例の廃止を行うものです。
説明は以上でございます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 以上で、提案理由の説明を終わります。
- 々 ただいま説明のあった5議案について、質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 「議案第2号、川本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」、これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「議案第2号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第2号」は、原案のとおり「可決」されました。
- 々 「議案第3号、川本町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」、これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「議案第3号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第3号」は、原案のとおり「可決」されました。

- 議 長 「議案第4号、川本町農業集落排水処理事業の設置等に関する条例の制定について」、これより討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「議案第4号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第4号」は、原案のとおり「可決」されました。
- 々 「議案第5号、川本町農業集落排水処理事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」、これより討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「議案第5号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第5号」は、原案のとおり「可決」されました。
- 々 「議案第6号、川本町簡易水道事業及び農業集落排水処理事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、これより討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「議案第6号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第6号」は、原案のとおり「可決」されました。

議 長

日程第10、「議案第7号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第8号）」の件を議題とします。

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長

それでは、「議案第7号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第8号）」について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ47,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,067,196千円とするものです。

補正の内容につきましては、9ページをお開きください。

まず、歳出から説明します。

2款、総務費の財政調整基金積立金の減額は、この度の補正予算で財源不足分が生じておりますので、ここで調整しております。次に、3款、民生費の物価高騰対応重点支援給付金事業では、2つの給付を行います。1つ目は、住民税均等割世帯のみ課税世帯へ1世帯あたり10万円を給付すること。2つ目は、子どもを扶養する住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯へ子ども1人あたり5万円を給付することです。詳細は後ほど説明いたします。

次に、7款、商工費の物価高騰対応商品券事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分を活用する事業です。詳細は後ほど説明いたします。

次に、8款、土木費の立地適正化計画策定支援業務委託は、来年度実施分について、国予算の追加配当があり補正するものです。

次に、10款、教育費の物価高騰対策学校給食費補助金は、2月、3月分の学校給食費を助成するもので、詳細は後ほど説明いたします。

次に、歳入について説明します。

14款、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、補助率10分の10の交付金で、このうち奨励（正：推奨）事業メニュー分につきましては、商工費の物価高騰対応商品券事業及び教育費の物価高騰対策学校給食費補助金へ充当します。給付金・定額減税一体支援枠は民生費の物価高騰対応重点支援給付金事業へ充当するものです。次に、コンパクトシティ形成支援事業費補助金は補助率2分の1で、土木費の立地適正化計画策定支援業務委託へ充当するものです。

次のページをご覧ください。

基金の状況ですが、今回の補正を見込んだ年度末の基金残高は、2,277,047千円と見込んでおります。

次のページをご覧ください。

先ほど民生費で説明した、物価高騰対応重点支援給付金について説明いたしま

番外瀬上総
務財政課長

す。現状と課題及び目的については、ご覧のとおりでございます。

2、概要につきまして、図の青い点線で囲んだ赤色部分が、今回の支給対象者となります。本文中「○支給対象者」としてありますが、基準日は令和5年12月1日現在、住民登録のある世帯となります。なお、住民税が課税されている者の、扶養親族等のみからなる世帯は除かれます。図③にあたる、令和5年度住民税均等割のみ、課税世帯は160世帯程度。給付額は1世帯あたり現金10万円です。図④にあたる、低所得者の子育て世帯へのこども加算は60人程度。給付額は子ども1人あたり現金5万円です。なお、対象者は平成17年4月2日以降生まれの18歳以下の児童となります。支給までの流れはご覧のとおりです。今後、対象者へ確認申請書を送付し、回答を待つて給付することとなります。

最後に、3、予算につきましては、ご覧のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

今年度と来年度の取り組み予定の、重点支援地方交付金の全体像を示しております。①が6月補正した非課税世帯に、3万円分の商品券を配付した事業です。②が12月補正した非課税世帯に、7万円分の現金を給付した事業。③、④が今回補正する、住民税均等割のみ課税世帯に、10万円の現金。それから低所得者の子育て世帯へのこども加算でございます。⑤につきましては、新たに令和6年度に住民税非課税世帯、または住民税均等割のみ課税世帯になった場合に、10万円の現金を給付するものです。⑥は定額減税しきれないと見込まれる納税義務者、納税額が4万円未満の場合になります。図にそれぞれの年収と関連を図示いたしました。ご覧いただきたいと思ます。

続きまして、次のページをご覧ください。

物価高騰対応商品券事業について説明します。本事業は、端的に申し上げますと、物価高騰の影響を受ける町民を支援するため、1人あたり6,000円分の商工会商品券を配布するものです。現状と課題及び目的はご覧のとおりです。

次に、概要につきまして、対象は令和6年1月1日現在で、住民基本台帳に記載されている町民全員です。配布額は、1人あたり6,000円分の川本町商工会商品券。配布時期は令和6年3月。有効期限は令和6年8月31日で、川本町商工会へ業務を委託し実施します。商工会には商品券の印刷、封入、封緘^{ふうかん}作業、事業者への換金事務を担っていただきます。なお、商品券の発送は町が行います。図には、それぞれの時系列での出来事を記載しておりますので、ご覧ください。

最後に、予算につきましては、ご覧のとおり費用の全額を、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で賄います。

最後のページをご覧ください。

教育費の物価高騰対策学校給食費助成金について説明します。現状と課題及び目的はご覧のとおりで、長引く物価高騰による子育て世帯の経済的負担への支援

番外瀬上総務財政課長	<p>を実施するものです。</p> <p>次に、概要として、今回の取り組みで児童生徒の2月・3月分の学校給食費を全額助成し、助成の総額は2,037,520円を見込んでおります。</p> <p>参考2として、学校給食費負担割合のイメージを示しております。令和5年度4月から1月までの給食費は、まず、aとして、就学奨励費に係る国庫補助金と、町費bとして、食材費高騰対応の学校給食会補助金、就学援助費、特別支援就学奨励費、それと個人負担金で賄っていますが、2月、3月分は全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で賄います。</p> <p>最後に、3、予算につきましては、ご覧のとおりです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番木村議員。</p>
5番 木村議員	<p>説明いただきました12ページの重点支援地方交付金の全体像の一文について、お尋ねします。低減（正：定額）減税は4万円減税を6月まででしたかね、するような方に政府の指針になっておりますが、令和5年度の住民税非課税世帯や均等割のみの給付を受給していても、所得状況が変化した場合、定額減税や調整給付は合わせて受ける事ができる考え方は、どのような理由なのか。不公平じゃないでしょうか。だから先にもらって6年度にそれなりのもも所得になった場合についても定額減税等を受けられるというふうには、と受け取りますがその解釈について、どのように町として受け取ってらっしゃいますか。伺います。</p>
議 長	<p>番外高砂健康福祉課長。</p>
番外高砂健康福祉課長	<p>すみません。担当課ですので健康福祉課の方から説明させていただきます。今回、今年度行っております住民税非課税世帯に対する給付金につきましては、これは物価高騰に対するものでございます。今度、来年度にされます先ほどの定率減税（正：定額減税）につきましては、これは物価を上回る可処分所得の伸びを実現するための定額減税という事で、その目的等が異なっております。ですので、国の方のQ&Aでもあるんですが、この部分については不公平という事はないという事で理解しております。以上です。</p>

議 長	5 番木村議員。
5 番 木村議員	政府がおっしゃってるからその通りという事かも分かりませんが、やはりどうしても二重取りになるのではないかなというふうに思えますが、再度お聞きします。
議 長	番外高砂健康福祉課長。
番外高砂健 康福祉課長	それぞれの家庭の所得というのは、どうしても毎年変わってまいります。ですので、その時その時の状況に応じていろんな施策を打つというのが公正ではないかと思って理解をしております。以上です。
議 長	他ありませんか。 1 番香取議員。
1 番 香取議員	1 3 ページの物価高騰対応商品券事業について、意見を一点と質問を一点したいと思います。本事業については、この臨時交付金の趣旨からすると物価高騰で困っている方を対象にするものだと思うので、困っていない人も含めて一律で商品券を配るというのは、ちょっと効果があるものか疑問に感じているというのが意見です。もし、この臨時交付金に対応するような事業が無いのであれば、これは賛否両論あるかも知れませんが、交付を受けなくても良いのではないかというのが、私の意見です。質問としましては、本事業に関連して、9 月にも同じように商品券を配っていて、1 2 月末までが期限だったかと思います。その事業の実績として、使われなかった分がどのくらいあるのか。あとは郵送がされなかった分がどのくらいあるかというのが、データがありましたらお示しいただけますでしょうか。
議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産 業振興課長	担当課ですので、産業振興課の方で答えさせていただきます。ご質問につきましては、9 月に行いました応援券事業、すみません未だ実際にですね締め切っておりませんので、配付戸数と実際の数字を持ち合わせておりませんが、概ね 9 0 (%) 後半のところでお使いいただけたというふうに認識しております。実際にお手元に配付したけれども、何回も戻ってきて行き届かなかったというところもございますけれども、また結果が纏まりしだい、またご報告の方はさせていただきます。以上です。

議 長 1 番香取議員。

1 番
香取議員 はい、承知しました。今、質問させていただいた趣旨としては、商品券、皆さん使われたと思うんですけれども、施設に入っている方等で、たいへん使いにくかったという声を聞いております。前回ですと、最大だと45,000円配られたと思うんですけれども、あれは趣旨としては福祉的な意味も兼ね合わせたからというのものもあるかも知れないですが、施設に入っていて、身近に親族の方がいない方なんかだと使い切れなかったというのもよく聞きましたので、そのあたり制度設計は考えていただきたいなと思った次第です。以上です。

議 長 答弁いりませんか。
（「はい」の声あり）
他ありませんか。5番木村議員。

5 番
木村議員 1点だけ、関連してですね、重点支援給付金のこれについてはですね、課税対象になるのかどうなのか、これをお尋ねします。

議 長 木村議員、3回。
（「はい、分かりました」議員の声）

々 他ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより、討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
「議案第7号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第7号」は、原案のとおり「可決」されました。

議 長 日程第11、「議案第8号、川本町サウンド・アミュージアムの指定管理者の指定について」の件を議題とします。
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長 「議案第8号、川本町サウンド・アミュージアムの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。
この議案は、当該施設の指定管理期間が、令和6年3月31日を以て満了するため、地方自治法及び当該施設の設置及び管理に関する条例の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせることにしましたので、議会の議決を求めるとでございます。
当該公の施設の名称は「川本町サウンド・アミュージアム」。
指定管理者となる団体の名称は、島根県邑智郡川本町大字南佐木767番地1。安伸有限会社 代表取締役 ^{しまだよしひと} 島田義仁氏でございます。
指定管理期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としております。
なお、施設の名称につきましては、令和6年4月1日から「かわもと音戯館」となります。
選定の理由につきましては、別紙資料として次のページをご覧ください。指定管理者候補者の選定結果についてに記載されておりますが、施設の適正な管理運営、維持管理業務を行い施設及び地域の活性化ができるものと判断されました。
なお、公募につきましては、1社が応募され、選考委員会は1月12日、6名の選考委員で以て審査を行っております。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより、質疑を行います。
質疑はありませんか。
4番本山議員。

4番 本山議員 これ選定は選考委員さんで決められたという事でございますけれども、教育委員会と産業振興課、どのぐらいの話し合いができているのか、その辺お聞かせください。

議 長 番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長 指定管理者の決定後にですね、引き継ぎを兼ねまして協議をしまいたいというふうに思っております。

議長 本山議員。

4番 本山議員 ということはこれが決まるまでは産業振興課は関係なく、教育委員会の方で決められるというやり方でやられたという事ですか。

議長 番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長 回答が不適切で申し訳ありませんでした。仕様書ですとか募集要項の決定に際しましても、産業振興課の方に意見を求めて決定をし、募集をしております。なお、選考委員会を開催するにあたりましても、産業振興課立ち会いの下で開催をしております。以上です。

議長 他ありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより、討論を行います。
 討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
 「議案第8号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第8号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本会議をこれで閉じます。

々 これをもちまして、令和6年第1回川本町議会臨時会を閉会します。
 (午後 2時46分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員